

広島県告示第千百七十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によって、竹原港に係る港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成十九年十一月二十九日

竹原港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 期日

平成十九年十二月六日 午後二時

二 場所

竹原市港町三丁目三番三号

喜多崎集会所

三 指定しようとする地域

竹原港的場北地区

竹原市港町四丁目一二七一―二の一部から一二七一―四八までの地域